

災害・警報発令時における対応について

1 豊川市に暴風警報・特別警報（大雨・洪水の警戒レベル4）が発令された場合

- (1) 午前6時25分までに警報が解除された場合は、平常通りの授業を行う。
- (2) 午前6時25分より午前10時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を開始する。
- (3) 午前10時から午前11時までに警報が解除された場合は、午後1時より授業を開始する。
この場合、昼食を家で食べて登校する。
- (4) 午前11時を過ぎても警報が解除されていない場合は、その日の授業は行わない。
- (5) 登校の途中で警報が出たことを知った時は、ただちに帰宅する。
- (6) 土曜、日曜、祝祭日、休業中に警報が出た時は、登校してはならない。
- (7) 登校後に警報が発令された場合、授業をただちに打ち切り、生徒は安全に留意し下校する。

※警戒レベル3（高齢者等避難）が発令されたら、生徒の下校準備を始める。

今後の状況の悪化が予想される場合には、授業を打ち切り、生徒は安全に留意し下校する。

- (8) 上記(1)～(3)の場合や警戒レベル3以上の場合でも、道路の冠水、河川の増水等で登校が危険な場合は、登校しなくてよい。登校を取りやめた場合の出欠の扱いは校長が判断する

2 大規模地震（震度5弱以上）が発生した場合

- (1) 臨時休校とする。学校の再開は、学校の安全が確保されてからとする。
- (2) 登校後に発生し緊急下校の必要がある場合は、事前に調査した、「学校から通学団下校」「保護者による引き取りのいずれかの方法で帰宅する。校区内に津波、高潮の恐れがある時は、通学団下校を中止する場合がある。